

令和7年度 施行

設計書(公示用)

業務名

豊平区公共ます設置業務その2

令和7年1月1日

単価適用

下水道河川局 事業推進部 排水指導課 公共ます事業係

# 業務説明書

## 1. 業務内容等

汚水桝設置及び取付管工 30ヵ所  
雨水桝設置及び取付管工 50ヵ所  
〈建設リサイクル法対象案件〉

## 2. 履行場所

豊平区 月寒中央通1～11丁目ほか                      詳細は、別添図面のとおり。

## 3. 履行期間

契約書に示す着手日から 令和 8 年 2 月 28 日 までとする。

## 4. 図書

別紙のとおり。(図面1枚) 公共ます設置業務単価表, 積算標準断面図

## 5. 仕様書

札幌市公共ます設置業務仕様書, 札幌市下水道管きょ工事仕様書, 札幌市下水道設計標準図, 札幌市土木工事共通仕様書、  
下水道資器材製品製作及び検査仕様書, 別添特記仕様書及び下水道工事施工条件明示書による。

## 6. 特記仕様書

別添のとおり。

## 特記仕様書

- 1) 本業務は、業務着手日を4月1日と想定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が前後しても設計変更の対象とはならない。
- 2) 工事公害防止のための制限について  
掘削工等の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械指定に関する規程(H9.10.1建設大臣)に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。なお、施工に際して家屋被害等が生ずる懸念のある場合は別途協議する。
- 3) 支管取り付け試験施工に対する協力について  
本市が指定する第三者が行う支管取り付け試験施工に対し、監督員の指示によりこれに協力すること。  
なお、支管の材料は第三者から支給される。
- 4) 公共樹の設置期限について  
公共樹の設置については、他工事の工程上やむを得ない場合を除き、指示書に記載されている設置期限までに行うこと。
- 5) 施工体制について  
最大で1月間に60カ所程度の公共樹設置を可能とする体制を確保し、業務着手時に業務代理人補及び技術者を通知すること。なお、業務代理人補及びJV構成員の技術者は他工事との兼任を可とするが、本業務の施工時は現場に常駐すること。
- 6) 現場発生品の処分単価について  
本業務の現場発生品にかかる費用(運搬費・処分費)について、下表の単価を適用する。  
処理施設の受入停止等、受託者の都合によらない事由については、変更協議の対象とする。  
なお、下表は処理施設を指定するものではない。

| 現場発生品         | 単価番号 | 工種                   | 規格             |
|---------------|------|----------------------|----------------|
| コンクリート塊(無筋)   | 156  | コンクリート取壊・殻運搬(無筋)(01) | 運搬費 10.9km以下   |
|               | 159  | コンクリート塊処分費(無筋)(02)   | 小橋北豊(株)        |
| コンクリート塊(有筋)   | 163  | コンクリート取壊・殻運搬(有筋)(01) | 運搬費 10.9km以下   |
|               | 166  | コンクリート塊処分費(有筋)(02)   | 小橋北豊(株)        |
| コンクリート塊(RH入)  | 163  | コンクリート取壊・殻運搬(有筋)(01) | 運搬費 10.9km以下   |
|               | 172  | コンクリート塊処分費(RH入)(03)  | 小橋北豊(株)        |
| アスファルトコンクリート塊 | 173  | 舗装殻運搬(01)            | 運搬費 10.5km以下   |
|               | 178  | アスファルト塊処理費(03)       | 道路工業(株)        |
| 道路切断汚泥        | 195  | 現場発生品運搬(泥水・塩ビ殻)(03)  | 運搬費 20.0km以下   |
|               | 187  | 道路切断汚泥処分費            | (株)公清企業(エコパーク) |
| 廃プラスチック類(塩ビ等) | 194  | 現場発生品運搬(泥水・塩ビ殻)(02)  | 運搬費 14.0km以下   |
|               | 189  | 塩ビ殻処分費(01)           | 札幌第一清掃(株)      |

7) 舗装切断にかかる交通誘導警備員について

本業務の舗装切断にかかる交通誘導警備員(B)について、5施工箇所あたり2人・日を上限に、業務集計書への計上を可とする。

実施の人数について、作業報告書または写真等により監督員の確認を得ること。また、上記を超える人数の計上については、監督員と協議すること。

8) 補助地盤改良工の実施について

補助地盤改良工(注入設備解体工・二重管スレーナー工法)を実施する場合は、施工の必要性を十分に検討のうえ施工計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。

# 下水道工事施工条件明示書

[ 管 きょ 編 ]

業務名

豊平区公共ます設置業務その2

---

札幌市 下水道河川局 事業推進部

## 施 工 条 件 の 明 示

本業務の施工条件は、次のとおりである。

|                          |                     |       |         |
|--------------------------|---------------------|-------|---------|
| <input type="radio"/>    | 1. 工 程 関 係          | ----- | 1       |
| <input type="checkbox"/> | 2. 用 地 関 係          | ----- | 2       |
| <input type="radio"/>    | 3. 公 害 対 策 関 係      | ----- | 2 ～ 4   |
| <input type="radio"/>    | 4. 安 全 対 策 関 係      | ----- | 4 ～ 5   |
| <input type="checkbox"/> | 5. 工 事 用 道 路 関 係    | ----- | 6       |
| <input type="checkbox"/> | 6. 仮 設 工 関 係        | ----- | 6 ～ 8   |
| <input type="radio"/>    | 7. 建 設 副 産 物 関 係    | ----- | 8 ～ 15  |
| <input type="checkbox"/> | 8. 工 事 支 障 物 件 等    | ----- | 15 ～ 16 |
| <input type="checkbox"/> | 9. 排水工(濁水処理を含む)関係   | ----- | 16      |
| <input type="checkbox"/> | 10. 立 坑 関 係         | ----- | 16      |
| <input type="checkbox"/> | 11. 推 進 工 法 関 係     | ----- | 17      |
| <input type="checkbox"/> | 12. シ ー ル ド 工 法 関 係 | ----- | 17      |
| <input type="checkbox"/> | 13. そ の 他           | ----- | 17 ～ 18 |

注、 ○:本業務において明示している項目。  
×:本業務において明示していない項目。

なお、条件が異なる場合は別途協議とする。

本明示書は、設計図書である設計図面、特記仕様書、下水道管きょ工事仕様書等では表示し難い施工条件を、業務説明書の中で示したものである。  
見積積算及び業務の実施にあたっては、違漏のないよう留意されたい。

☐ 1. 工程関係

☐ (1) 本業務は、業務開始日を 令和 7 年 4 月 1 日と設定し、工期の設定及び積算を行っているが、実際の着手日が前後しても設計変更の対象とはならない。

負担とする。

☒ (2) 本工事の業務期間には、雨天・休日を見込んでいる。なお、工事中の休日等には日曜日、祝祭日、夏季・年末年始休暇のほか、作業期間中の全土曜日を含んでいる。

☐ (3) 下記工種の施工時間帯は次のとおりとする。

| 工 種 | 名 称      | 標準作業時間帯 | 備 考         |
|-----|----------|---------|-------------|
| 全工種 |          | 昼 間     | 道路使用許可条件による |
| 全工種 | 道路条件等による | 夜 間     | 道路使用許可条件による |
|     |          |         |             |
|     |          |         |             |

☒ (4) 本工事区間に一部重複して他の工事の予定があるので、相互の連絡調整等を密に行うこと。

なお、\_\_\_\_\_間の管布設工については、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日までに完成させること。

☒ (5) 本工事区間のうち、\_\_\_\_\_間については、\_\_\_\_\_による交通規制のため、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 まで工事の施工を行ってはならない。

☒ (6) 本工事の \_\_\_\_\_については、\_\_\_\_\_と協議中であり、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 ごろに協議成立の見込みである。

☒ (7) 本工事の施工で、\_\_\_\_\_にかかる部分についての着手は令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 以降とし、令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 までに原形復旧するものとする。  
ただし、\_\_\_\_\_の着手は 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 以降とする。

☐ (8) 本業務の施工時期については、申込者又は申込代理者と打ち合わせのうえ設定すること。  
\_\_\_\_\_

☒ 2. 用地関係

☒ (1) 本工事施工区間のうち、 \_\_\_\_\_ 間の一部に未処理用地があり、  
令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 までに処理する見込みである。

☒ (2) 本工事施工区間のうち、 \_\_\_\_\_ 用地は本市が借り上げた用地  
に設置するものとする。

なお、当該用地の契約条件は以下のとおりである。

| 項 目  | 契 約 条 件                                           |                                                          |     |                                                          |
|------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----|----------------------------------------------------------|
| 契約期間 | 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ~ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 |                                                          |     |                                                          |
| 立 会  | 使用前                                               | <input type="checkbox"/> 要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 | 復旧後 | <input type="checkbox"/> 要 ・ <input type="checkbox"/> 不要 |
| 使用条件 |                                                   |                                                          |     |                                                          |
| 復 旧  |                                                   |                                                          |     |                                                          |

☒ (3) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

☐ 3. 公害対策関係

☒ (1) No. \_\_\_\_ 立坑 の騒音対策として、用地境界で \_\_\_\_\_ デシベル以下となるような防音  
施設を設置すること。

なお、測定方法については監督員と協議すること。

☒ (2) 本工事施工箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、下記の施工に当  
たっては「低騒音型・低振動型建設機械指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)」  
に基づき指定されている建設機械を使用し、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建関  
技第103号昭和62年4月16日)」に基づき施工するものとし、その内容は次表のとおりである。

なお、発動発電機を指定区間で使用する場合も、同様とする。



| 工 種    | 指 定 工 法 |                      | 備 考           |  |
|--------|---------|----------------------|---------------|--|
| 鋼矢板打込み | ×       | アースオーガー併用圧入工法        | 区間 (昼間施工)     |  |
|        | ×       | 超高周波杭打工法             | 区間 (夜間施工)     |  |
|        | ×       | 油圧圧入工法               | 区間 (昼間施工)     |  |
| 鋼矢板引抜き | ×       | クレーン引抜き              | 区間 (夜間施工)     |  |
|        | ×       | 多滑車引抜工法              | 区間 (昼間施工)     |  |
|        | ×       | 油圧引抜工法               | 区間 (夜間施工)     |  |
| 立坑の土留  | ×       | アースオーガー併用圧入工法        | No. 立坑 (昼間施工) |  |
|        | ×       | 超高周波杭打工法             | No. 立坑 (夜間施工) |  |
|        | ×       | 油圧圧入工法               | No. 立坑 (昼間施工) |  |
|        | ×       | ライナープレート             | No. 立坑 (夜間施工) |  |
| 主要土工機種 | ×       | バックホウ(出力108PS 以上)    | No. 立坑        |  |
|        | ×       | ブルドーザ(出力54PS以上)      |               |  |
|        | ×       | トラクターショベル (出力94PS以上) |               |  |



(3) 低騒音型機械の「みなし機械」の届出について

平成9年10月1日の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(平成9年建設省告示第1536号)」施行以前に低騒音型建設機械として指定してきた建設機械(‘89ラベル)については、平成14年10月1日より、騒音規制法施行令で定める特定建設作業の対象となる建設機械として扱われるため、「特定建設作業の実施の届出」を札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に行うこと。



(4) 工事箇所付近に近接する家屋、物件及びその周辺地盤等について事前、中間、確認調査を行い、その結果を提出すること。なお、調査数に増減があった場合は別途協議する。

調査内容等については、本市「下水道管きょ工事仕様書」による。

家屋調査軒数 \_\_\_\_\_ 軒                      物 件 \_\_\_\_\_ 件

地 盤 調 査 \_\_\_\_\_ 軒



(5) 家屋調査は特に計上していないが、現場の状況等により必要となった場合は別途協議するものとする。



(6) 本工事の施工に伴い、地下水位の変動による第三者被害の発生を未然に防止するため、事前に監督員の承諾を得て地下水位観測孔を設置して観測、記録すること。

設 置 孔 数 \_\_\_\_\_ 孔

なお、水位変動に異常がみられた場合は、速やかに監督員に報告すること。



(7) 「札幌市生活環境の確保に関する条例」について

次の基準を満たす場合は、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づき、掘削工事に伴う届出・地下水ゆう出量の届出を行うこと。届出先及び詳細な内容等についての問い合わせは、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課水質係となっている。

- ① 地表を掘削する場合で掘削面積が1,000㎡以上の掘削工事(開削工事)
- ② 地中を掘削する工事で掘削する土の体積が、1,000m<sup>3</sup>以上の掘削工事(トンネル工事)

なお、現地でのボーリング調査等の結果から、明らかに地下水のゆう出がないと認められる場合は、監督員と協議の上省略することができる。



(8) 石綿障害予防規則に伴う取扱いについて

石綿障害予防規則(平成23年7月1日厚生労働省令第83号)」に基づく石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、解体等の作業における防護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について発注者と協議の上、設計変更する。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても契約書の関係条項に基づき適切に変更する。



(9) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



4. 安全対策関係



(1) 標準的な交通安全施設の仕様は「札幌市下水道設計標準図」のとおりである。

本業務の交通管理として、下表に示す人員を見込んでいるが、現地の状況、その他関係機関等との協議により数量の増減、処理方法の変更、追加等が生じた場合は別途協議する。

| 工 種 | 交通誘導警備員A又はB | 備 考                                   |
|-----|-------------|---------------------------------------|
| 全工種 | 3 人／日       | A2人+B1人を標準とする。<br>交代要員なし。休憩時は交代で2名配置。 |
|     |             |                                       |
|     |             |                                       |

※交通誘導警備員Aについては、次項における1級又は2級検定合格者とする。  
交通誘導警備員B:警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの



(2) 市街地及び公安委員会認定路線の交通誘導警備員の資格について

(1) 本業務は、市街地(人口集中地区(DID 地区)及びこれに準じる地区)及び公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線(公安委員会認定路線)における工事現場であるため、配置する交通誘導警備員は警備業法に定める警備員であって、下表に示す交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格者(検定合格警備員)を配置すること。

| 資 格                      | 確 認 資 料                      |
|--------------------------|------------------------------|
| 交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員 | 交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格証明書(写し) |

(2) 交通誘導警備員の配置に当たっては、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1級又は2級検定合格警備員を1人以上とすること。

(3) 交通誘導警備員としての資格等を確認できる資料を施工計画書に添付すること。

(4) 公安委員会が認定する検定合格警備員の配置を必要とする路線については、北海道警察本部ホームページによる。

[http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu\\_keibigyou/koutu\\_keibi.html](http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/seian/koutu_keibigyou/koutu_keibi.html)

(5) 市街地(公安委員会認定路線を除く)において交通誘導警備業務を行う場合で、検定合格警備員の配置が困難な場合は、その理由書と交通処理計画を工事監督員に提出し対応を協議しなければならない。



(3) 本工事のうち、\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_している市道 \_\_\_\_\_線の施工時間は、\_\_\_\_\_時から\_\_\_\_\_までとする。



(4) 本工事のうち、市道 \_\_\_\_\_線に埋設されている \_\_\_\_\_周辺の掘削及び埋戻しの施工方法については、以下のとおり実施するものとする。

| 工 種 | 規 格 | 施 工 方 法 |
|-----|-----|---------|
|     |     |         |
|     |     |         |
|     |     |         |
|     |     |         |



(5) 酸素欠乏等の危険場所において作業する場合は、酸素濃度測定器で作業前に測定し、安全であることを確認すること。

また、作業期間中は、換気装置、空気呼吸器等の設備を常備すること。



(6) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



#### 5. 工事用道路関係



(1) 工事用仮設道路は、本市が借地した用地に以下の仕様で設置するものとする。

なお、借地条件は、2. 用地関係による。

|        |             |      |           |
|--------|-------------|------|-----------|
| 道路有効幅員 | W = _____ m | 道路構造 |           |
| 道路延長   | L = _____ m |      |           |
|        |             |      | _____ cm厚 |
|        |             |      | _____ cm厚 |
|        |             |      | _____ cm厚 |



(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



(3) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



#### 6. 仮設工関係



(1) 本工事で築造したNo. \_\_\_\_\_ 立坑は存置するものとし、施工条件は以下のとおりである。

なお、立坑築造に変更若しくは疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

立坑形状 別添構造図のとおり

鋼材購入費 ☐ 存置する鋼材全てを本工事にて購入する。

☐ 鋼材損料は本工事の期間について計上している。



(2) 本工事のNo. \_\_\_\_\_ 立坑は、令和 \_\_\_\_ 年度の \_\_\_\_\_ 工事で設置した  
\_\_\_\_\_ から引き継ぎを受けて利用するものとする。この場合、安全性に  
ついて確認を行い、疑義が生じた時は速やかに監督員と協議する。

鋼材費 ☐ 無償貸与とし、撤去後の返納場所は \_\_\_\_\_ とする。

☐ 無償貸与とし、撤去後はスクラップ処分とする。

☐ 本工事期間の損料及び返納時の修理、運搬費を計上している。



(3) 本工事におけるNo. \_\_\_\_ 立坑の鋼矢板土留工は、地表から \_\_\_\_\_ m深まで撤去して埋殺  
すものとする。鋼材費は全損扱いとし、撤去部分はスクラップ価格を控除する。



(4) 本工事におけるNo. \_\_\_\_ ～No. \_\_\_\_ マンホール間の \_\_\_\_\_ 鋼矢板土留工は、地表から  
\_\_\_\_\_ m深まで撤去して埋殺すものとする。鋼材費は全損扱いとし、撤去部分はスクラップ  
価格を控除する。



(5) 本工事で \_\_\_\_\_ 区域内の施工に伴う仮設物 \_\_\_\_\_ は、別添図  
のとおりとする。



(6) No. \_\_\_\_\_ 立坑の土留工は、\_\_\_\_\_ 工法とする。



(7) 本工事施工のために設置する仮排水路の断面は \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>以上、勾配は \_\_\_\_\_ %  
とする。

☐ 7. 建設副産物処理・再生資源利用関係

☐ (1) 本工事で発生する建設発生土について

- ・本工事から発生する建設発生土は、下記施設へ搬入することを指定する。

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 搬入施設名等  | 札幌石狩砂利__銭函         |
| 搬入施設所在地 | 小樽市銭函4丁目157-1      |
| 受入れ条件等  | 捨土均し：有り            |
|         | 搬入時期については、事前に協議のこと |

☒ (2) 本工事で使用する埋戻土について

- ・本工事で使用する埋戻土は、下記施設から搬出することを指定する。

|         |  |
|---------|--|
| 埋戻土     |  |
| 受入れ施設名等 |  |
| 受入れの所在地 |  |

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議のこと。

☐ (3) 本業務で発生する産業廃棄物は市域内処理が原則のため、下記の処分場に運搬するものとする。また、本業務で利用する再生資源は、下記の施設より購入・搬出するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議のこと。

☐ ① 発生アスファルトコンクリート塊

- ・本業務から発生するアスファルトコンクリート殻は、搬入条件を遵守し、下表再生処理施設のうち何れかに搬入すること。(マニフェスト処理)

| 処理施設名        |                             | 処理施設の所在地                                                     |
|--------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 東亜道路工業(株)    |                             | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(Ⅰ 第18 章 建設副産物⑨ 産業廃棄物及び<br>建設副産物処理一覧表)を参照 |
| 世紀東急工業(株)    |                             |                                                              |
| 道路工業(株)      |                             |                                                              |
| 札幌中央アスコン     |                             |                                                              |
| 札幌環境資材センター   |                             |                                                              |
| 札幌リサイクル骨材(株) |                             |                                                              |
| 受入条件等        | 1 搬入時期等については、各施設へ事前に確認すること。 |                                                              |

☐ ② 再生加熱アスファルト混合物

- ・再生加熱アスファルト混合物(100%)を製造する札幌市内全てのアスファルトプラントから出荷を拒否された場合は、再生加熱アスファルト混合物(50%)を使用する。
- ・設計図書で示す材料とは異なる材料を使用する場合は監督員と協議すること。



③ 有筋、無筋コンクリート塊、コンクリート再生砕石(処分)

- ・ コンクリート殻は下記の5施設のうち何れかに運搬・処理すること。(マニフェスト処理)

| 処理施設名               | 施設の所在・連絡先・受入条件等                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|
| 札幌リサイクル骨材(株)        | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(I 第18章 建設副産物⑨ 産業廃棄物及び<br>建設副産物処理一覧表)を参照 |
| 小橋北豊(株)             |                                                             |
| 札幌環境資材センター(新日建設(株)) |                                                             |
| (株)松原産業             |                                                             |
| 野田工業(株)             |                                                             |
| 受入条件等               | 1 搬入時期については、当施設と事前に協議すること                                   |



④ 【再生資源】コンクリート再生砕石(再生クラッシャーラン)

- ・ 上記の再生骨材は、次の再生施設より搬出(購入)することとする。

| 再生処理施設名             | 施設の所在・連絡先・受入条件等                                             |
|---------------------|-------------------------------------------------------------|
| 札幌リサイクル骨材(株)        | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(I 第18章 建設副産物⑨ 産業廃棄物及び<br>建設副産物処理一覧表)を参照 |
| 小橋北豊(株)             |                                                             |
| 札幌環境資材センター(新日建設(株)) |                                                             |
| (株)松原産業             |                                                             |
| 野田工業(株)             |                                                             |



⑤ 【再生資源】再生砂

- ・ 上記の再生骨材は、次の再生施設より搬出(購入)することとする。

ア) 札幌市中沼路盤材リサイクルプラント (東区中沼町45番地)  
(札幌下水道公社)



⑥ 建設汚泥(泥水、泥土、脱水ケーキ)

- ・ 当工事から発生する建設汚泥は下記のリサイクル施設へ搬入すること。

| 中間処理施設       | 施設の所在・連絡先・受入条件等                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------|
| オデッサ・テクノス(株) | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(I 第18章 建設副産物⑨ 産業廃棄物及び<br>建設副産物処理一覧表)を参照 |
| (株)大伸        |                                                             |

- ・ 汚泥の搬出に先立ち別表1及び別表2に示す溶出及び含有試験を行い基準に適合することを確認し、リサイクル施設へ搬入する際には結果データを提示すること。

試験結果を得るための時間的余裕がない場合等は、取扱いについて監督員と協議すること。

- ・ 搬出時期・搬出量等については、処理業者と事前の協議を行い計画的に搬出すること。  
また、施工計画書に明記すること。

- ・ 試験回数は、1回とする。(※採取時期、場所の指定等は基本的に1回とする)

- ・ 建設汚泥の保管、運搬、処分(中間処理、最終処分)及び再生については、廃棄物処理法に規程する産業廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のないように適正に処理しなければならない。



⑦ 【再生資源】建設汚泥再生材

- ・ 当工事で使用する建設汚泥再生材は、下記に示す3施設の何れかから購入すること。

| 汚泥再生材製造施設    | 施設の所在・連絡先                                                   |
|--------------|-------------------------------------------------------------|
| オデッサ・テクノス(株) | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(Ⅰ 第18章 建設副産物⑨ 産業廃棄物及<br>び建設副産物処理一覧表)を参照 |
| (株)大伸        |                                                             |

- ・ 建設汚泥再生材は、
  - ① コーン指数試験により800kN／㎡以上の強度(国土交通省省令に定める第2種処理土以上)を持つものであること。(試験方法は、JGST 716準拠)
  - ② 溶出量基準(別表1)及び含有量基準(別表2)に適合すること。
  - ③ 時間経過、雨水流入等により、再び泥状を呈しないものであること。(札幌市建設汚泥利用事業実施基準より)
  - ④ 時間経過により有害物の分解等によるガス発生等の影響が生じないものであること。(札幌市建設汚泥利用事業実施基準より)
  - ⑤ 有機物(紙、木材等)を主体とした改良材を使用しないこと。
  - ⑥ 道路側溝及び雨水桝等の清掃により発生する汚泥が混入していないこと。
  - ⑦ 港湾及び河川等の浚渫土が混入していないこと。
  - ⑧ 本市が購入する汚泥再生材は、溶出基準及び含有基準に適合することが確認された汚泥のみを使用して製造されたものとする。
- ・ 使用時期、使用量、試験の実施時期等については、購入先と事前の協議を行い計画的に搬入すること。
- ・ 処理施設における試験等で不適合が発生し、購入が行えなくなった場合は、直ちに監督員に報告し安全性の確認ができるまで当該処理施設の建設汚泥再生材を使用しないこと。
- ・ 材料が搬入できない期間が長く工事の工程に支障がある場合は、監督員と協議すること。
- ・ 建設汚泥の保管、運搬、処分(中間処理、最終処分)及び再生については、廃棄物処理法に規程する産業廃棄物処理基準に基づき、生活環境の保全上支障のないように適正に処理しなければならない。



別表1 汚泥等に係る溶出試験検査項目

| 有害物質の種類 |                 | 溶出量基準        | 分析方法                                              |
|---------|-----------------|--------------|---------------------------------------------------|
| 必須項目    | カドミウム           | 0.003mg/ℓ以下  | JIS K0102 55                                      |
|         | 全シアン            | 検出されないこと     | JIS K0102 38(38.1.1を除く)                           |
|         | 鉛               | 0.01mg/ℓ以下   | JIS K0102 54                                      |
|         | 六価クロム           | 0.05mg/ℓ以下   | JIS K0102 65.2                                    |
|         | 砒素              | 0.01mg/ℓ以下   | JIS K0102 61                                      |
|         | 総水銀             | 0.0005mg/ℓ以下 | 昭和46環告示第59号付表1                                    |
|         | アルキル水銀          | 検出されないこと     | 昭和46環告示第59号付表2及び昭和49年環告示第64号付表3                   |
|         | ポリ塩化ビフェニル       | 検出されないこと     | 昭和46年環告示第59号付表3                                   |
|         | セレン             | 0.01mg/ℓ以下   | JIS K0102 67.2又は67.3                              |
|         | ふっ素             | 0.8mg/ℓ以下    | JIS K0102 34.1又は34.1C ((6)第3文を除く)及び昭和46環告示第59号付表6 |
|         | ほう素             | 1mg/ℓ以下      | JIS K0102 47.1、47.3又は47.4                         |
| 追加項目※1  | ジクロロメタン         | 0.02mg/ℓ以下   | JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2                          |
|         | 四塩化炭素           | 0.002mg/ℓ以下  | JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5                |
|         | 1,2-ジクロロエタン     | 0.004mg/ℓ以下  | JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2                    |
|         | 1,1-ジクロロエチレン    | 0.1mg/ℓ以下    | JIS K0125 5.1、5.2、又は5.3.2                         |
|         | シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/ℓ以下   | JIS K0125 5.1、5.2、又は5.3.2                         |
|         | 1,1,1-トリクロロエタン  | 1mg/ℓ以下      | JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5                |
|         | 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006mg/ℓ以下  | JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5                |
|         | トリクロロエチレン       | 0.01mg/ℓ以下   | JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5                |
|         | テトラクロロエチレン      | 0.01mg/ℓ以下   | JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5                |
|         | 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002mg/ℓ以下  | JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1                          |
|         | ベンゼン            | 0.01mg/ℓ以下   | JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2                          |
| 追加項目※2  | チウラム            | 0.006mg/ℓ以下  | 昭和46年環告示第59号付表4                                   |
|         | シマジン            | 0.003mg/ℓ以下  | 昭和46年環告示第59号付表5の第1又は第2                            |
|         | チオベンカルブ         | 0.02mg/ℓ以下   | 昭和46年環告示第59号付表5の第1又は第2                            |
|         | 有機燐             | 検出されないこと     | 昭和46年環告示第64号付表1又はJIS K0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く)    |

※1 クリーニング店や化学工場等の跡地であって、揮発性有機化合物による汚染の恐れがある場合に実施

※2 農地に使用していた土地であって、農薬類による汚染の恐れがある場合に実施

別表2 汚泥等に係る含有試験検査項目

| 有害物質の種類      | 含有量基準                | 分析方法                                              |
|--------------|----------------------|---------------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 150mg/kg以下           | JIS K0102 55                                      |
| 六価クロム化合物     | 250mg/kg以下           | JIS K0102 65.2                                    |
| シアン化合物       | 50mg/kg以下<br>(遊離シアン) | JIS K0102 38(38.1を除く)                             |
| 水銀及びその化合物    | 15mg/kg以下            | 昭和46環告示第59号付表1                                    |
| セレン及びその化合物   | 150mg/kg以下           | JIS K0102 67.2、67.3又は67.4                         |
| 鉛及びその化合物     | 150mg/kg以下           | JIS K0102 54                                      |
| 砒素及びその化合物    | 150mg/kg以下           | JIS K0102 61                                      |
| ふっ素及びその化合物   | 4,000mg/kg以下         | JIS K0102 34.1又は34.1C ((6)第3文を除く)及び昭和46環告示第59号付表6 |
| ほう素及びその化合物   | 4,000mg/kg以下         | JIS K0102 47.1、47.3又は昭和46年環境第59号付表7               |



⑧ 【非再生資源】舗装切断時に発生する濁水の処理

- ・ 請負者は、舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分する。
- ・ 請負者は、濁水を処理する業者を、産業廃棄物の汚泥の中間処分業の許可を得ており、産業廃棄物管理票(マニフェスト)にて管理できるものから選定する。

| 建設副産物分類   |           |        |        |                    | 処理施設名              | 施設の所在・連絡先                  | 受入条件等                                                     |
|-----------|-----------|--------|--------|--------------------|--------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 建設<br>廃棄物 | 産業<br>廃棄物 | 汚<br>泥 | 中<br>間 | 脱<br>水<br>(埋<br>立) | (株)公清企業<br>(エコパーク) | 東)中沼町45-23<br>Tel.792-3770 | ・有機、無機<br>・受入条件については、確認を要する。<br>※中間処理施設、最終処理(埋立等)は別事業者へ委託 |

※詳細は産業廃棄物ガイドによる。



⑨ 木くずの処理

- ・ 木くず等が発生した場合は、下記の施設により処分すること。

| 分類        |           |             |            |        | 処理施設名      | 施設の所在・連絡先                                                       | 受入条件等 |
|-----------|-----------|-------------|------------|--------|------------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 建設<br>廃棄物 | 産業<br>廃棄物 | 木<br>く<br>ず | 中間<br>(破碎) | 再<br>生 | 城東運輸(株)    | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(I 第18章 建設副産物<br>⑨ 産業廃棄物及び<br>建設副産物処理一覧表)を参照 |       |
|           |           |             |            |        | 札幌市ごみ資源化工場 |                                                                 |       |
|           |           |             | 中<br>間     | 焼<br>却 | 発寒清掃工場     |                                                                 |       |
|           |           |             |            |        | 駒岡清掃工場     |                                                                 |       |
|           |           |             |            |        | 白石清掃工場     |                                                                 |       |
|           |           |             |            |        | 発寒破碎工場     |                                                                 |       |
|           |           |             | 破<br>碎     |        | 篠路破碎工場     |                                                                 |       |
|           |           |             |            |        | 駒岡破碎工場     |                                                                 |       |

※タール・CCA防腐剤塗布木材が発生した場合は、上記施設での処理が不可であるため、処分先については監督員と協議すること。



⑩ 廃プラスチック類(塩ビ等)

- ・ 廃プラスチック類(塩ビ等)等が発生した場合は、下記の施設により処分すること。

| 分類        |           |                        |                    |                                      | 処理施設名     | 施設の所在・連絡先                                                       | 受入条件等 |
|-----------|-----------|------------------------|--------------------|--------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 建設<br>廃棄物 | 産業<br>廃棄物 | (硬質・軟質・塩ビ)<br>廃プラスチック類 | 中<br>間<br>(破<br>碎) | 焼<br>却<br>・<br>埋<br>立<br>・<br>再<br>生 | 札幌第一清掃(株) | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(I 第18章 建設副産物<br>⑨ 産業廃棄物及び<br>建設副産物処理一覧表)を参照 |       |
|           |           |                        |                    |                                      | (株)公清企業   |                                                                 |       |
|           |           |                        |                    |                                      | (株)マテック   |                                                                 |       |
|           |           |                        |                    |                                      | 北清企業(株)   |                                                                 |       |



(5) 建設副産物の有価金属及び金属くずの取扱について

1) 有価金属を、下記の登録業者で処分すること。

① 札幌市競争入札参加資格者：物品・役務（再生資源関係業者）

② 廃棄物再生事業登録業者（知事登録）

③ 金属くず商登録業者（警察許可）

なお、搬出を行った際、領収書又は受入伝票及び許可証の写しを提出すること。

2) 有価金属を市で売却する場合（契約管理課で行う）

材料の保管場所を指定し、引渡しリストの作成・提出すること。

3) 金属くずは、下記の間業業者で処分すること。（再生処理施設を明記する）

| 再生処理施設名           | 施設の所在・連絡先・受入条件等                                                 | 備 考 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------|-----|
| (株) 鈴木商会（金属くず）    | 札幌市土木工事積算要領及び資料<br>(Ⅰ 第18章 建設副産物<br>⑨ 産業廃棄物及び<br>建設副産物処理一覧表)を参照 |     |
| (株) 公清企業（混合廃棄物）   |                                                                 |     |
| エコライン(株)（混合廃棄物）   |                                                                 |     |
| 北清企業(株)（混合廃棄物）    |                                                                 |     |
| 丸喜運輸(株)（混合廃棄物）    |                                                                 |     |
| (有) 丸正北海総業（混合廃棄物） |                                                                 |     |
| 札幌第一清掃(株)（混合廃棄物）  |                                                                 |     |

注1. 分別不可能な廃金属及び不純物が付着した廃金属。

注2. マニフェスト処理伝票とする。



(6) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



(7) 掘削発生土、建設副産物等の運搬・処理にあたっての留意事項

① ダンプトラック等大型貨物自動車による発生土等の運搬に当たっては、関係機関と協議のうえ通行経路、通行時期、その他交通安全対策上必要な措置を講じなければならない。

② 処分地等への出入り、場内外の整理等については各処分地等の管理者の指示に従うこと。  
なお、受入れ条件は別記の通りであり、工程に及ぼす影響を十分留意すること。

③ 搬出する発生土は処分地で受入れ可能な性状のものであり、泥状を呈する土砂、アスコン、コンクリート塊等を含まないものであること。

④ 処理費用は本工事に計上されているものであり、後日、処分数量、金額等が確認できるよう伝票を取りまとめた調書を作成のうえ、監督員に提出するものとする。



(8) 北海道循環資源利用促進税について

当該業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合、または中間処理場に搬入される場合でも、減量化・リサイクル等により残さ等が発生し、最終処分場に搬入される場合は、北海道循環資源利用促進税が課税されるので適正に処理すること。

また当該業務では循環資源利用促進税相当額を見込んでいる。

別 記

| 処分場[再生施設]                               |                                     | 休 日                         | 電話番号                   |
|-----------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------|
| 川沿受入施設[小橋北豊(株)]                         | 8 時 00 分 ～ 17 時 00 分                | 日曜、祝日                       | 572-3250               |
| リサイクル団地受入施設<br>[札幌リサイクル骨材(株)]           | 同 上                                 | 同 上                         | 792-4087               |
| 曙受入施設<br>[札幌環境資材センター]                   | 同 上                                 | 同 上                         | 684-5488               |
| 川下受入施設[株松原産業]                           | 8 時 30 分 ～ 18 時 00 分                | 同 上                         | 879-6550               |
| 盤溪受入施設[野田工業(株)]                         | 7 時 00 分 ～ 17 時 00 分                | 日 曜                         | 643-1009               |
| 中間処分場(泥水)<br>中間処理施設(泥水)<br>[(株)公清企業]    | 8 時 00 分 ～ 16 時 15 分                | 日曜、祝日                       | 792-3770               |
| 中間処理施設(泥水)<br>建設汚泥再生材<br>[オデッサ・テクノス(株)] | 8 時 30 分 ～ 17 時 30 分                | 日曜、祝日<br>※土曜日は事前に<br>連絡すること | 787-1335               |
| 中間処理施設(泥水)<br>建設汚泥再生材<br>[(株)大伸]        | 8 時 00 分 ～ 17 時 00 分                | 日曜、祝日                       | 871-2418               |
| 最終処分場(泥土、脱水ケーキ)<br>[(株)公清企業]            | 8 時 00 分 ～ 17 時 00 分                | 土日曜、祝日                      | 792-3770               |
| 札幌市中沼路盤材リサイクルプラント<br>(申込先 (株)札幌道路維持公社)  | 7 時 30 分 ～ 18 時 00 分                | 日曜、祝日                       | 791-8751<br>(242-2110) |
| 建設汚泥再生材<br>[(株)公清企業拓北資材置場]              | 7 時 30 分 ～ 16 時 30 分<br>※事前に確認すること。 | 日曜、祝日                       | 792-3770               |

※ 上記以外の条件で搬入する必要が生じた場合、事前に処分場と協議してください。

× 8. 工事支障物件等

× (1) 立坑工の施工に当たって支障となる \_\_\_\_\_ については、\_\_月\_\_日までに本市の費用で移設する予定である。

なお、予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。

× (2) 本工事施工路線に埋設されている \_\_\_\_\_ については移設不可能なため、工事施工に支障とならないよう、管理者である \_\_\_\_\_ において防護措置を実施することで協議済である。施工に当たっては占有者と十分打合せを行うこと。

なお、防護措置に伴う土工及び道路復旧は、別添参考図のとおり本工事で実施する。

× (3) 本工事の施工区間において、\_\_\_\_\_ が \_\_\_\_\_ の占有物件埋設工事を令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで行う予定であるので、工事施工に当たっては \_\_\_\_\_ と十分工程の調整を行うものとする。



(4) 本工事の施工に先立ち、下記の試験掘削を行なうものとしている。

| 想定される埋設物 | 試験試掘箇所数 | 施工時間  |
|----------|---------|-------|
|          |         | 昼 ・ 夜 |
|          |         | 昼 ・ 夜 |
|          |         | 昼 ・ 夜 |
|          |         | 昼 ・ 夜 |



9. 排水工(濁水処理を含む)関係



(1) 本業務の施工に伴い排水処理を行う場合は、排水期間、排水量等の排水計画を施工計画書に添付し、監督員と協議すること。

なお、排水先は既設下水道管(汚水)とし、土粒子を含む水のくみ上げに当っては、沈殿池を設けて処理するものとする。



(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



10. 立坑関係



(1) №. \_\_\_\_ 立坑は本工事で築造するが、他工区が当該立坑に到達する場合の取り合いについては、以下のとおりとする。

鏡切り工 \_\_\_\_\_

損 料 \_\_\_\_\_



(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_



11. 推進工法関係



(1) 本工事区間における土質性状の最大礫径は \_\_\_\_\_ mm、礫率は \_\_\_\_\_ %を想定している。



(2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

☐ 12. シールド工法関係

☐ (1) 本工事区間における土質性状の最大礫径は \_\_\_\_\_ mm、礫率は \_\_\_\_\_ %を想定している。

☐ (2) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

☐ 13. その他

☐ (1) 本シールド工事は、発進立坑(到達立坑を含む)と、内径 \_\_\_\_\_ mm、施工延長 \_\_\_\_\_ mの一次覆工工事であるが、別途工事として引続き \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月頃に二次覆工延長 \_\_\_\_\_ m、特殊マンホール \_\_\_\_\_ 箇所の設置工事を発注する予定である。

☐ (2) 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、下記の場所まで運搬して引渡すものとする。  
但し、返納時の荷姿については監督員と協議のこと。

発生品名 \_\_\_\_\_

引渡し場所 \_\_\_\_\_

☐ (3) 工事現場の現場環境改善

工事現場の現場環境改善は、地域との連携を図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。

よって、請負者は施工に際してこの趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

☐ ① 現場環境改善については実施内容、実施時期について、施工計画書に記載するものとする。  
さらに、その実績を写真撮影して工事完了後に提出するものとする。

☐ ② 積み上げ計上している現場環境改善の内容は、下記のとおりである。

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

×

(4) 監督員詰所

本工事現場に監督員詰所を設置するものとし、その内容は下記のとおりである。

仕 様      \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

備 品      机・椅子( 組)、黒板、温度計、時計、消火器、湯沸器、暖房器具、カーテン

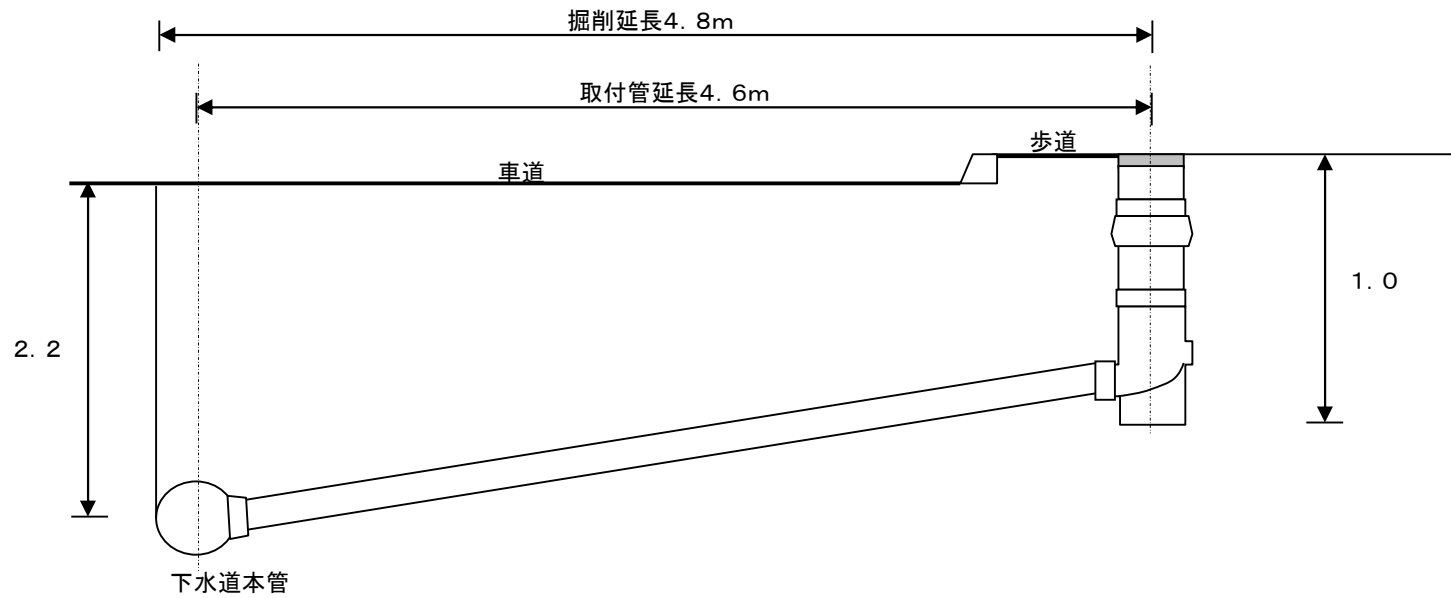
×

(5) 冬期舗装工事における路面ヒーター(融雪)

本工事においては、工事監督員と協議した場合に限り、冬期の舗装工事における以下の場合に、設計変更にて路面ヒーターを計上することができる。

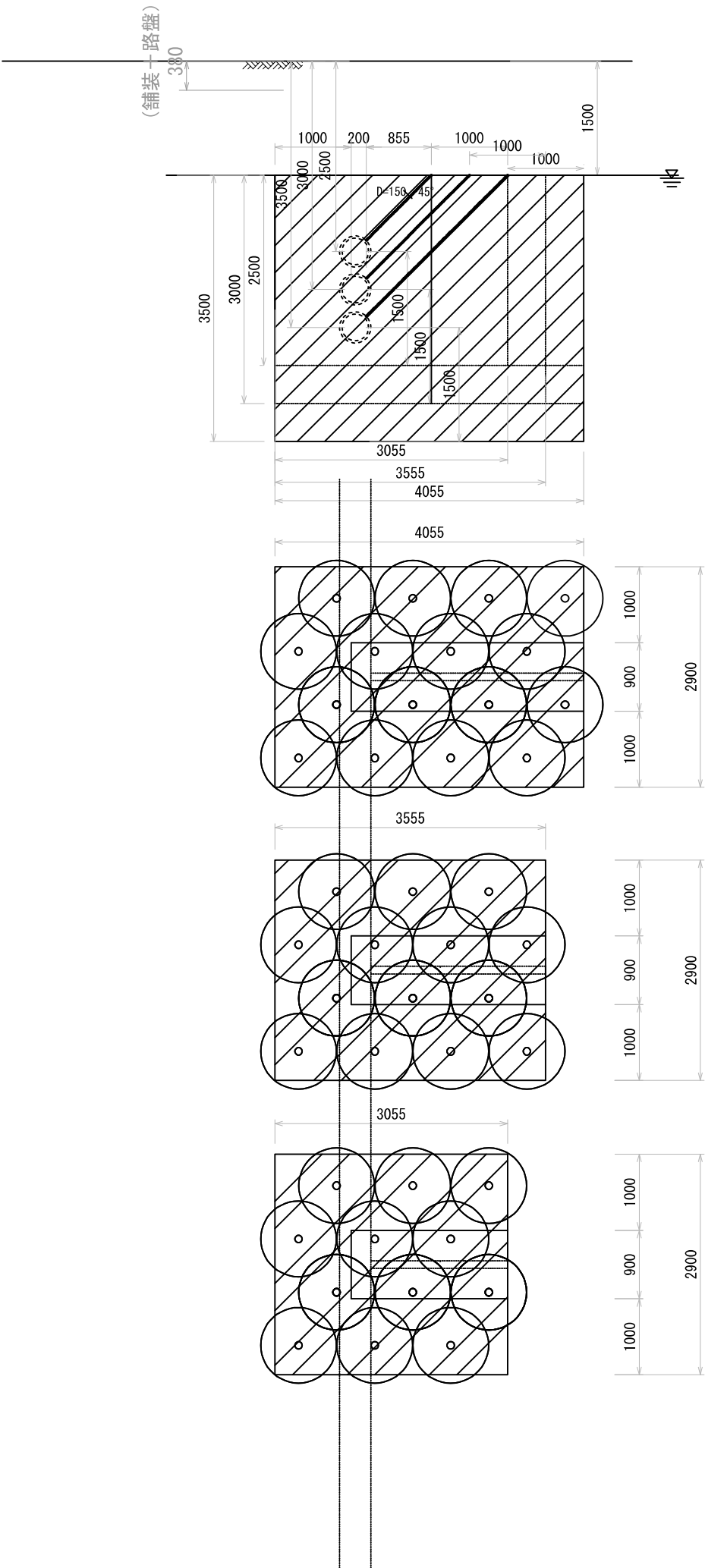
- ① 舗設時の気温が5℃以下である場合。
  - ② プライムコート乳剤散布前に下層路盤表面を乾燥させる必要がある場合。
  - ③ タックコート乳剤散布前に舗装表面を乾燥させる必要がある場合。
  - ④ 瀝青材料(乳剤)散布後において散布した瀝青材料(乳剤)の養生(分解)が必要な場合。
- ※ 舗設中の降雨・降雪の乾燥を目的とするものではない。降雨・降雪が生じた場合は速やかに作業を中止すること。
- ※ 路面ヒーターによる下層路盤表面及び舗設表面の乾燥は、機械・人力などによる除雪・滞水除去を前提とし、その後に残る雪氷・濡れを対象とする。
- ※ 下層路盤の深部まで凍結してしまった場合は、凍結部分の路盤を入れ替える等の措置をとること。この場合、路盤入れ替え等の措置は設計変更の対象としない。
- ※ 作業時間については、稼働時間調書(様式-1)と作業写真(様式-2)及び、ヒーター用燃料集計表(様式-3)を工事監督員に提出することにより確認の上、算出する。

## 積算標準断面図

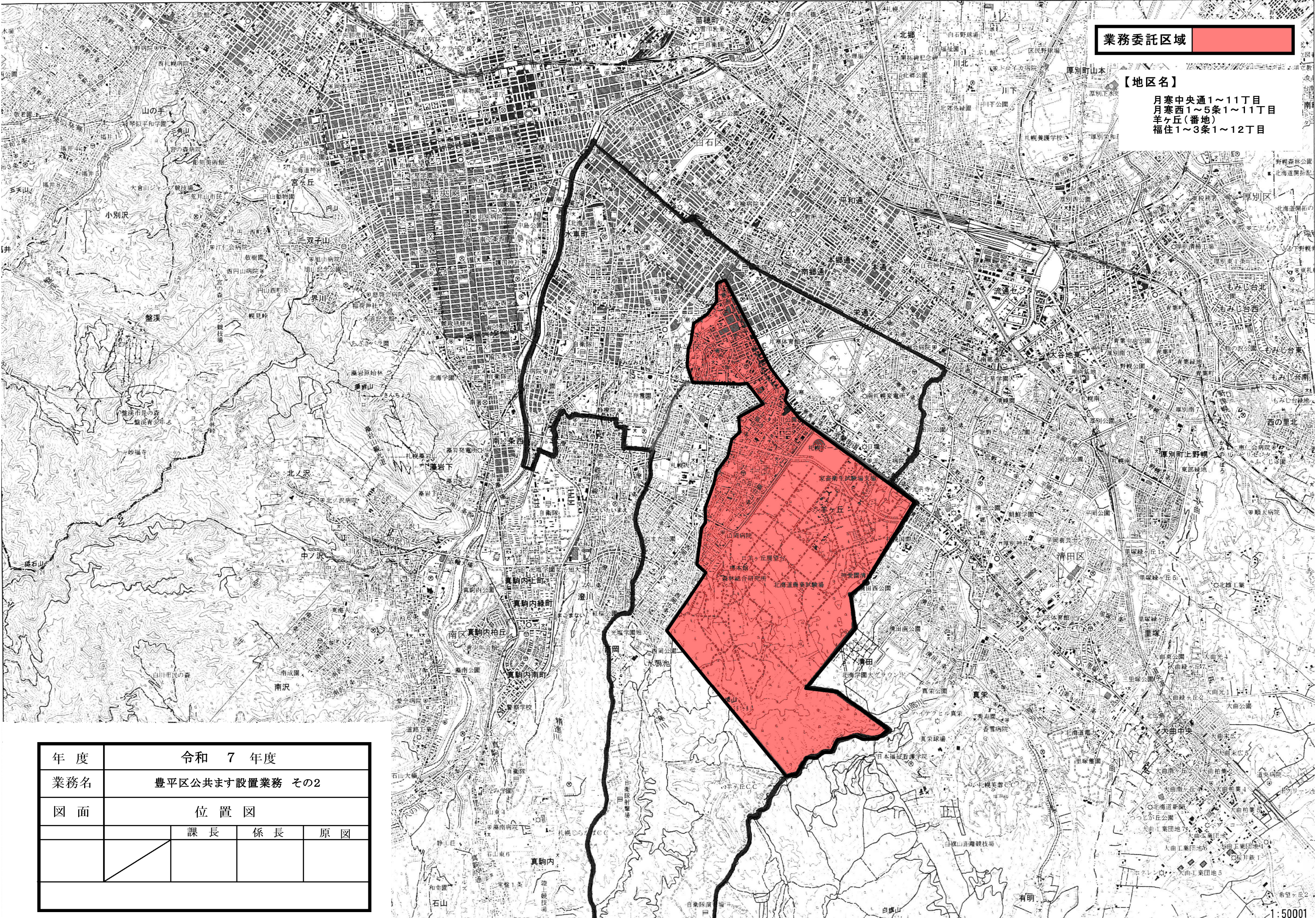


※ 積算標準断面より積算している単価は以下のとおり  
1 開削工









業務委託区域

【地区名】

月寒中央通1～11丁目  
月寒西1～5条1～11丁目  
羊ヶ丘(番地)  
福住1～3条1～12丁目

|     |                 |    |    |  |
|-----|-----------------|----|----|--|
| 年度  | 令和 7 年度         |    |    |  |
| 業務名 | 豊平区公共ます設置業務 その2 |    |    |  |
| 図面  | 位置図             |    |    |  |
|     | 課長              | 係長 | 原図 |  |
|     |                 |    |    |  |
|     |                 |    |    |  |